

就学援助制度の概要について

教育委員会では、お子さまの小中学校就学にあたり経済的にお困りな世帯に対して、一定の基準に基づき、学用品費、給食費等の援助を行っています。

1. 申請の対象となる方

(1) 令和6年度において次のいずれかに該当する方

- ・生活保護の廃止又は停止を受けた方
- ・市民税が非課税又は個人事業税、固定資産税が減免された方
- ・国民年金保険料の減免又は国民健康保険税の減免を受けた方
- ・ひとり親家庭で児童扶養手当の支給を受けている方
- ・生活福祉資金の貸付を受けた方

(2) 上記以外の方で特別な事情のある方

※認定の可否は、教育委員会で世帯状況や収入等をもとに審査しますので、上記に該当する方が必ず認定されるとは限りません。

2. 援助の内容

令和6年度の就学援助の内容は次のとおりです。

項目	対象	支給金額等 (年度当初に認定された場合の年額)
①学用品費等	認定された方全員	小学校1年生：11,630円 小学校2～6年生：13,900円 中学校1年生：22,730円 中学校2・3年生：25,000円
②新入学準備金	年度当初に認定された小学校1年生、中学校1年生	小学校1年生：57,060円 中学校1年生：63,000円
③給食費	認定された方全員	実費
④修学旅行費	実施日前に認定された小学校6年生、中学校3年生	実費（一部対象とならない経費があります）
⑤校外活動費	各活動の実施日前に認定された方全員	限度額内での実費支給（交通費、見学料のみ対象） 【小学校】 宿泊を伴うもの：3,690円まで 宿泊を伴わないもの：1,600円まで 【中学校】 宿泊を伴うもの：6,210円まで 宿泊を伴わないもの：2,310円まで
⑥体育実技用具費	正規授業としてスキーが行われている小学校の1・4年生 正規授業として柔道が行われている中学1年生	現物支給

⑦通学費	公共交通機関を利用して通学し、通学距離が片道4 km以上の小学生、片道6 km以上の中学生	交通機関を利用するための実費（3か月バス定期券）
⑧PTA会費	認定された方全員	限度額内での実費支給 小学校：3,450円まで 中学校：4,260円まで （同一校に兄弟姉妹がいる場合は、長子のみ支給）
⑨医療費	トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、むし歯、寄生虫病の治療をされる方	対象となる疾病の治療費の自己負担分（通常は3割）
⑩生徒会費	中学生のみ	限度額内での実費支給
⑪クラブ活動費	中学生のみ	限度額内での実費支給
⑫卒業アルバム代等	小学校6年生、中学校3年生のみ	限度額内での実費支給 小学校：11,000円まで 中学校：8,800円まで
⑬オンライン学習通信費	教育委員会からWi-Fiルーターを貸し出された方	限度額内での実費支給 14,000円まで ※Wi-Fiルーターは自宅にインターネット環境がない児童生徒がオンライン学習を行う場合にのみ貸出することができます。貸出を希望する方は各学校へ問い合わせください。

3. 申込み方法

就学援助制度の手続きは、年度毎に行いますので、前年度に援助を受けている方についても、申請書を提出する必要があります。

また、前年度に援助を受けていた方でも、収入等の増減によって認定されないことがありますのでご注意ください。

（1）年度当初の申請手続き

毎年2月頃に、次年度の申し込み手続きのお知らせを、学校経由でご家庭に配布します。その中の申請用紙の申込書を学校に提出してください。

（2）年度途中の申請手続き

転入や生活状況（離婚・失業など）に変化があった場合など、年度途中でも随時申請を受け付けています。援助を希望される方は学校に申し出てください。

なお、随時申請で認定となった場合の支給は、認定日以降の月分からが対象となります。

<問い合わせ>

手続きについては、お子さんが在籍している学校または学校教育グループ（88-1162）へご連絡ください。